

## はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第1条（目的）が示すように、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「鶴岡市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）は、法第12条及び「鶴岡市いじめ防止対策の推進に関する条例」（平成26年鶴岡市条例第81号。以下「市条例」という。）第3条の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日最終改定。以下「国基本方針」という。）及び「山形県いじめ防止基本方針」（平成26年4月策定、平成29年10月改定。以下「県基本方針」という。）を参考に、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、鶴岡市（以下「市」という。）、鶴岡市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）鶴岡市立学校（以下「学校」という。）、保護者（法第2条第4項の規定に基づき、親権を行う者であり、その者のないときは未成年後見人）、市民及び関係機関が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、市が地域の実情に応じて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

市のいじめの防止等の対策に関する基本理念（以下「市基本理念」という。）は、次の通りである。

法第3条の規定に基づき、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## **2 関係者の責務・役割**

### **(1) 市及び市教育委員会**

法第6条，第7条，第10条の規定及び市基本理念にのっとり，いじめの防止等のための施策を策定し実施する。

### **(2) 学校及び学校の教職員**

法第8条の規定及び市基本理念にのっとり，学校に在籍する児童生徒の保護者，地域住民，その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する。

また，学校は法第13条の規定に基づき，「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し，法第22条の規定に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を中核として，校長のリーダーシップの下，一致協力体制を確立し，市教育委員会とも適切に連携の上，学校の実情に応じた対策を推進する。

### **(3) 保護者**

法第9条の規定に基づき，保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう，当該児童生徒に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。一方，その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には，適切に当該児童生徒をいじめから保護する。また，国，市，市教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

### **(4) 市民**

法第3条第3項の規定に基づき，いじめの防止等のための対策は，社会総がかりで取り組むべきものであり，市民においても，その対策においては，いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，関係者との連携の下，いじめ問題を克服することを目指すよう努める。

### **(5) 児童生徒**

法第4条の規定に基づき，児童生徒はいじめを行ってはいけない。また，在籍する学校の学校基本方針にのっとり，いじめの防止等の対策に主体的・積極的に取り組むようにする。

### 3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

#### (1) 基本方針の策定

国は、法第11条の規定に基づき、「国基本方針」を策定する。また、県、市は、法第12条の規定に基づき、それぞれ「県基本方針」、「市基本方針」を策定し、学校は、法第13条の規定に基づき、「学校基本方針」を策定する。

#### (2) 市基本方針の内容

市基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された、学校基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明確にするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、市基本方針の実現には、学校・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

#### (3) いじめの防止等のための組織

##### ① 市いじめ問題対策連絡協議会

法第14条第1項及び市条例第4条の規定に基づき、市は、学校・市教育委員会・児童相談所・法務局・警察その他の関係者により構成される「市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「市連絡協議会」という。）を置く。

##### ② 学校いじめ対策組織

法第22条の規定に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ対策組織」を置く。

##### ③ 市いじめ問題対応委員会

法第28条第1項の規定に基づき、市教育委員会又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。市教育委員会がその調査を行う場合には、市条例第12条の規定に基づき、「市いじめ問題対応委員会」（以下「市対応委員会」という。）が行う。また、学校がその調査を行う場合には、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大

事態の性質に応じて、市教育委員会と学校が協議し、市対応委員会より人員を派遣する等、適切な専門家を加え設置する。

#### ④ 市いじめ重大事態再調査委員会

法第30条第2項及び市条例第19条の規定に基づき、市長は、法第28条第1項の規定による調査結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の手態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「市いじめ重大事態再調査委員会」（以下「市再調査委員会」という。）を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行う。

## 4 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定され、市ではこれにのっとるものとする。

（定義）

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

また、この条文について、国基本方針には、以下の通り説明がなされており、市において条文を解釈する場合も同様とする。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、

行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
  - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 5 いじめの理解

国立教育政策研究所の生徒指導・進路指導研究センターによるいじめ追跡調査の結果（平成28年6月）によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。このように、いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 6 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、法第15条の規定に基づき、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。ま

た、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、法第16条の規定に基づき、いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## **(3) いじめへの対処**

法第23条第1項の規定に基づき、いじめがあることが確認された場合には、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## **(4) 地域や家庭との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、学校関係者とPTAや地域の関係団体等が

いじめの問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要であり、法第8条の規定に基づき、学校はその連携の中心的役割を担うようにする。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

#### **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や市教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関との適切な連携が必要であり、その連携強化を図るため、法第17条の規定に基づき、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。また、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりする等、学校や市教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## **第2 いじめの防止等のための対策に関する事項**

### **1 市基本方針の策定**

法第12条及び市条例第3条の規定に基づき、国基本方針及び県基本方針を参考に、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、市基本方針を策定する。

また、より実効性の高いいじめの防止等の対策を実施するため、市基本方針が市の実情に即して適切に機能しているかを市条例第5条第1号の規定に基づき、市連絡協議会において点検し、必要に応じて見直す。

### **2 市連絡協議会の設置**

法第14条第1項及び市条例第4条の規定に基づき、市連絡協議会を置く。市条例第6条第3項により市連絡協議会は、学校の教職員、市教育委員会の職員、鶴岡警察署の警察官、庄内児童相談所の職員、山形地方法務局鶴岡支局の職員、市PTA連合会の役員、その他、市教育委員会が必要と認める者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。なお、市連絡協議会は、市条例第5条の規定に基づき、次の事項について協議を行う。

○市基本方針の策定や点検等に関する事項について協議する。

○学校基本方針の策定、学校いじめ対策組織の活動状況等、学校のいじめの防

止等の取組状況に関する事項について協議、情報交換等を行う。

○啓発事業その他必要な事項に関する事項（市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う、を含む。）について協議する。

### **3 市対応委員会の設置**

法第28条第1項及び市条例第12条の規定に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うため、市対応委員会を置く。

市条例第13条第2項の規定に基づき、市対応委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努め、いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者に調査組織の構成や人選について説明し、教育委員会が委嘱する。なお、調査組織の構成や人選について説明を行う中で、いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の公平性・中立性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、市教育委員会は調整を行う。

また、法第28条に定める重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合には、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて、市教育委員会と学校が協議し、市対応委員会より人員を派遣する等、適切な専門家を加え設置する。

加えて、市教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合には、当該委員会より人員を派遣する等、適切な専門家を加えて調査等を行う。

### **4 市再調査委員会の設置**

法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定により調査を行うため、市条例第19条の規定に基づき、市再調査委員会を置く。また、調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市長は市議会に報告する。

再調査委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努め、いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者に調査組織の構成や人選について説明し、市長が委嘱する。なお、調査組織の構成や人選について説明を行う中で、いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の公平性・中立性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、市長は調整を行う。

## 5 市の基本的施策

### (1) 財政上及び人的体制の整備等の措置（法第10条関連）

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置，人的体制の整備その他の必要な措置を講ずる。

- スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーを配置し，教育相談体制の充実を図る。
- 教育相談員及び専門指導員を配置し，学校や児童生徒や保護者からいじめ問題，不登校及び発達障がい等の相談を受け付ける体制の充実を図る。
- 各学級の状況及び児童生徒の適応状況を把握する調査実施を支援する。

### (2) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備（法第16条第2項関連）

いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずる。

- 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ，県教育委員会「教育相談ダイヤル」，県教育センター「24時間子供SOSダイヤル」及び「メールによる相談」，市教育相談センター等の相談窓口等について，市広報や市ホームページを利用して周知を図る。
- スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー及び教育相談員の活動内容や活用の手順などについて，市広報や市ホームページを利用して，児童生徒，保護者等に周知を図る。

### (3) 関係機関等との連携強化（法第17条関連）

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制の整備に努める。

- 関係機関・団体等の関係者が参加する市連絡協議会において，いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう，連携強化について検討する。

### (4) 保護者への支援（法第9条関連）

保護者が，法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう，保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置等，家庭への支援を講ずる。

- 家庭におけるインターネットやSNS利用のルールづくりの取組の重要性に関する保護者への啓発の推進に必要な支援を講ずる。

#### **(5) 幼児期教育の支援（法第9条，第15条関連）**

いじめの未然防止に向けて，幼児期の教育においても，発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう，取組を促す。また，就学前のガイダンス等の機会を捉え，幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を講ずる。

- 市教育委員会や学校と連携し，就学時健診時の保護者研修会や入学説明会の際に，幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組に必要な支援を講ずる。

#### **(6) 人材の確保及び教職員の資質能力の向上（法第18条第1項関連）**

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上，生徒指導に係る体制等の充実のための教諭，養護教諭その他の教職員の配置，心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保，いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。

- 市教育委員会に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー及び教育相談員を配置し，各学校の要請に応じて派遣できる体制を構築する。
- 学級経営や児童生徒理解に係る教員の資質向上を図るための特別支援教育講座等の研修会の実施を支援する。

#### **(7) インターネット上のいじめ対策の推進（法第19条第2項関連）**

児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援，インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。

- インターネット上のいじめに関する事案に対処するため，市連絡協議会を通じて，鶴岡警察署や山形地方法務局鶴岡支局と連携を図る体制の整備を検討する。

#### **(8) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関連）**

市条例第5条の規定に基づき，市連絡協議会においていじめ防止等のための対策について検討を行う。

- 各学校の学校基本方針に基づくいじめ防止等のための対策の実施状況を確認し，有効ないじめ防止等のための対策について検討する。その検討結果を各学校でいじめの防止等の対策に活用できるように，市連絡協議会で

出された意見等について各学校に周知する。

- いじめ防止等に関する研究知見や調査結果等を収集し、その活用について検討する。

#### **(9) 広報及び啓発活動（第21条関連）**

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。

- 人権擁護機関と連携し、周囲の人に対する思いやりの心を育み、互いを尊重し合う意識の醸成に係る啓発活動を行う。

#### **(10) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関連）**

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。

- スクールソーシャルワーカーを活用して学校相互間の連携協力体制を強化するための支援を講ずる。

#### **(11) 市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策の検討等（法第14条第1項、第12条関連）**

- 市条例第5条の規定に基づき、市連絡協議会は、市基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策について協議する。また、その際に、市基本方針の策定状況を確認する。

#### **(12) 学校基本方針の策定状況の確認等（法第13条関連）**

- 学校基本方針について、各学校の策定状況を確認し、公表する。その際に、市連絡協議会による確認を行う。その結果を、市教育委員会を通じて学校に周知し、また、その結果を基に必要な支援等を講ずる。

#### **(13) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実（法第6条、第16条関連）**

市条例第5条の規定に基づき、学校におけるいじめ防止等の取組状況等を市連絡協議会で点検し、その取組の充実に必要な施策を講ずる。

- 各学校の学校基本方針に基づくいじめ防止等の取組状況について、市連絡協議会で点検し、その結果は市教育委員会を通じて各学校に周知し、各学校におけるいじめ防止等の取組の充実を図る。
- 各学校の学校いじめ対策組織の取組状況について、市連絡協議会で点検し、その結果は市教育委員会を通じて各学校に周知し、各学校におけるいじめ防止等の取組の充実を図る。

#### **(14) 学校と地域，家庭が組織的に連携・協働する体制構築（法第17条関連）**

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と地域，家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

- 青少年育成市民会議や民生児童委員連絡協議会等において、学校と地域及び関係機関が連携していじめ防止等に資する取組を実施できるよう体制構築の推進に努める。

### **6 市教育委員会の基本的施策**

以下の事項について、市教育委員会が自ら実施する、あるいは、学校において適切に実施されるようにする。

#### **(1) 道徳教育及び体験活動等の充実（法第15条第1項関連）**

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- 各学校において、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進する。
- 道徳の時間において、「鶴岡市子ども像指導資料集」、「親子で楽しむ庄内論語」、「山形県道徳読み物資料集（いのちを見つめる）」等を活用した授業の推進を図る。

#### **(2) いじめの防止（法第15条第2項関連）**

児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

- 田川地区中学校リーダー研修会における「いじめゼロ宣言」の決議や各中学校区における小中学校リーダー研修会（交流会）における児童生徒のり

リーダー育成等の研修会を実施し、いじめの防止に取り組む児童生徒のリーダーを育成するとともに、各学校における児童生徒主体の活動が積極的に行われるようにする。

- 各学校において、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒や保護者等に認識される取組の推進を促す。

### **(3) いじめの早期発見（法第16条第1項関連）**

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、市教育委員会として、学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握する。

- 県教育委員会のアンケート様式を活用したアンケート調査（年2回）の実施や、生徒指導定期調査（年3回）の実施等、各学校で年間計画に位置づけたアンケート調査及び個別面談を実施する。
- 「いじめ発見のチェックリスト」（教職員用、保護者用）の活用を推進する。
- 各学校におけるいじめ把握に向けたアンケート調査及び個別面談の計画の学校基本方針への記載状況と学校評価による取組状況を把握し、必要な指導・支援を講ずる。

### **(4) 相談体制及び指導体制の整備（第16条第3項、第18条第1項関連）**

児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや、専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携の体制整備を図る。また、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員の業務負担の軽減に努める。

- 県に対して市全中学校にスクールカウンセラー又は教育相談員の配置を要望し、各校の教育相談体制の充実を図る。また、学区内小学校の要請に応じて、各小学校の事案解決又は改善について連携して取り組める体制の構築のための措置を講ずる。
- いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進に際し、教職員の業務負担の軽減を図るため、各中学校に対し、部活動休業日の設定を指導するとともに、部活動指導員の配置について県に要望する。
- 市教育相談センターにおいて、学校や保護者からの発達障がいや不登校、いじめ問題等の相談を受け付け、当該学校及び担当指導主事が連携し対応する。また、相談者の意向を踏まえ、人権擁護機関等の第三者機関と連携

した対応を検討する。

- 児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、県及び県教育委員会が開設する「教育相談ダイヤル」、「ふれあいホットライン」、「24時間子供SOSダイヤル」及び「メールによる相談」、市教育相談センターの相談窓口等について、各学校の基本方針や学校通信等へ記載を依頼するとともに、市教育委員会のホームページにより周知を図る。(再掲)

#### **(5) いじめの防止等のための対策に関する研修の実施(第18条第2項関連)**

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。また、全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、学校に取組を促す。

- いじめに向かわない集団づくりや児童生徒理解に係る教職員の資質能力の向上を図るための特別支援教育講座や明るい学級づくり講座等の研修会を実施する。
- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深める必要があり、各学校の特別支援教育コーディネーターをはじめとして、多くの教職員が受講できる講座や研修会を実施する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、正しい理解が促進されるよう、効果的な取組の実施に努める。
- 学校がいじめの問題に関する校内研修の実施状況を把握し、必要な指導・支援等を講ずる。

#### **(6) インターネット上のいじめ対策の推進(法第19条第1項関連)**

児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施する。

- 家庭におけるインターネット利用のルールづくりの重要性等、保護者への啓発の推進を図る。
- 学校においてPTAや関係機関と連携し、携帯電話・スマートフォン等のインターネットやSNS利用に関する研修会の開催、また、インターネ

ットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実に必要な支援を講ずる。

#### **(7) いじめに対する措置（法第24条関連）**

法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、又は必要な措置を講ずることを指示する。また、必要に応じ、学校からの報告に係る事案について市教育委員会として必要な調査を行う。

- 必要に応じ、指導主事等の職員、スクールカウンセラー、教育相談員その他の専門家を派遣し、また、警察等関係機関との連携を指示する。
- 聴き取りやアンケートによる調査の実施等を含む必要な措置を指示し、また、必要に応じ、市教育委員会としての調査を行う。
- 庄内教育事務所に設置の「いじめ解決支援チーム」と連携し、いじめの防止等に係る活動を推進し、及び解決が困難ないじめ事案への支援を行う。

#### **(8) 出席停止制度の運用等（法第26条関連）**

市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

- いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援等、教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、学校相互間の連携・協力体制の整備及び調整を行う。

#### **(9) 学校評価（法第34条関連）**

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。そこで、学校基本方針に基づく取組の実施状

況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、学校に対して必要な指導・助言を行う。

また、「学校評価ガイドライン」（平成 28 年 3 月 22 日文部科学省改訂）を踏まえ、学校では、評価項目に対して、教職員による評価（以下「自己評価」という。）を行い、次に保護者や学校いじめ対策組織の外部委員等の学校の関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、それらの自己評価及び学校関係者評価の結果を市教育委員会に報告し、その報告を踏まえつつ、「第三者評価」として、市連絡協議会において専門的視点から評価を行う。その進め方の具体例（①→⑤）は、次の通りである。

- ① 自己評価の実施（市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考に）
  - 自己評価の結果を踏まえた改善方策のとりまとめ
  - 報告書の作成
- ② 学校関係者評価の実施（学校いじめ対策組織外部委員による評価を含む）
  - 自己評価の結果と改善方策についての評価の実施
  - 評価の結果のとりまとめ
- ③ 自己評価・学校関係者評価のまとめと報告
  - 学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策の見直し
  - 自己評価及び学校関係者評価の結果と改善方策を市教育委員会に報告
- ④ 第三者評価の実施
  - 各学校の自己評価及び学校関係者評価の結果とそれに基づく改善方策等を踏まえた市連絡協議会による評価
- ⑤ 学校評価の公表等（各学校で実施）
  - 自己評価及び学校関係者評価の結果と改善方策，第三者評価について，保護者・地域住民等に公表
  - 翌年度の学校基本方針の目標設定や具体的取組等への反映

#### **（１０）教員評価（法第３４条関連）**

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するようにする。そこで、教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策への取組状況を積極的に評価するよう、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

- 評価実施要領の策定に関する指導・助言
- 評価記録書の作成に関する指導・助言

- いじめ防止等の対策への取組状況を評価するチェックリストの作成と活用方法の提示

#### **(1 1) 学校いじめ対策組織の活動状況の確認（法第22条，第20条関連）**

学校いじめ対策組織が，以下の役割を果たしているかについて確認する。その際に，市連絡協議会による確認を行う。それらの結果を踏まえ，必要な指導・助言等を行う。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うこと。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，いじめの防止等に係る校内研修を企画し，計画的に実施すること。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと（PDCA サイクルの実行を含む。）。
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために，学校いじめ対策組織は，児童生徒及び保護者に対して，自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施すること。
- いじめの早期発見のために，学校いじめ対策組織がいじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し，事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにすること。

#### **(1 2) 学校運営改善の支援（法第7条，8条，第18条第1項等関連）**

教職員が子供と向き合い，保護者，地域住民，関係機関等との連携を図りつつ，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備や学校マネジメントを担う体制の整備を図る等，学校運営の改善の支援に努める。

- 必要な人材の配置を含め，いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進する。
- 事務機能の強化を含め，学校マネジメントを担う体制の整備を図る等，学校運営の改善を支援する。
- いじめの問題を含め，学校が抱える課題を共有し地域と連携して対応する仕組みづくりの推進を支援する。

## **7 学校の基本的取組**

学校は，いじめの防止等のため，学校基本方針に基づき，学校いじめ対策組織

を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じ、以下の事項について推進することが必要である。

### (1) 学校基本方針の策定

法第13条の規定に基づき、学校は国基本方針、県基本方針、市基本方針を参考に、その学校の実情に応じ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校基本方針として定める。

特に、次の①～⑥に留意して策定するようにする。

#### ① 学校基本方針を定める意義

- 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

#### ② 学校基本方針の中核的内容

学校いじめ防止基本方針には、「いじめの防止のための取組」、「早期発見・事案への対処の在り方」、「教育相談体制」、「生徒指導体制」、「校内研修」等、いじめの防止等全体に係る内容について定める。その中核的内容は以下の通りである。

- いじめの防止
  - ・ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、「学校いじめ防止プログラム」（取組方針設定、具体的指導内容のプログラム化等）を示す。
- いじめの早期発見及びいじめ事案への対処
  - ・ 「いじめの早期発見・事案対処のマニュアル」（アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処の在り方等についての基本的マニュアル）を定める。また、その徹底のために、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
  - ・ 加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から定める。
- 学校いじめ対策組織の役割及び年間行動計画

- ・ 当該組織の役割内容を示す。また、当該組織の年間のいじめの未然防止，早期発見及び事案対処の行動計画，校内研修の実施計画等を具体的に記載する。
  - 校内研修の計画
    - ・ 年間計画に位置づけて，年に複数回，いじめの防止等をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
  - 学校基本方針の策定・実施・点検・改善
    - ・ 学校基本方針が，当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し，必要に応じて見直す（PDCA サイクル）について盛り込む。
- ③ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組
  - 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
  - 定期的・必要に応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施
  - 校内研修の実施
- ④ 学校評価の設定
- 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け，学校教育法第42条並びに学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第66条，第67条及び第68条にのっとり，学校評価ガイドライン（平成28年改訂）を踏まえて実施する。
  - 上記の③で設定したいじめの防止等のための取組に係る目標の達成状況について評価する。
  - 以上の評価の際には，市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にす。各学校は，評価結果を踏まえ，いじめの防止等のための取組を改善する。
- ⑤ 学校基本方針に係る連携・参画
- 方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得る。
  - 関係者との具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。
  - いじめの防止等について児童生徒の主体的・積極的な参加について定める。
  - 学校基本方針の策定に際し，いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう，児童生徒の意見を取り入れる。

⑥ 学校基本方針の公開と説明

- 各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- 学校基本方針の内容を、入学時・各年度の開始時期に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

**(2) 学校いじめ対策組織の取組等**

法第22条の規定に基づき、学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織（学校いじめ対策組織）を置く。いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応し、必要に応じて、外部専門家（心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等）が参加しながら対応する。

特に、次の①～③に留意して取り組むようにする。

① いじめの防止等

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を行う。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有をする。
- 関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を組織的に行う。
- いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

② 学校基本方針に基づく各種取組

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（学校評価の実施及びその結果に基づく改善等を含む。）を行う。
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う。

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、児童生徒及び保護者に対して、当該組織の存在及び活動が認識される取組を実施する。
- いじめの早期発見のために、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童生徒から認識されるようにする。
- 市教育委員会から、当該組織の役割が果たされているかどうか確認を受け、必要な指導・助言を受ける。
- 児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が当該組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。
- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制にする。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。
- 当該組織に集められた情報について、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を行う。
- 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。
- いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることを目的に、学校の管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う。

### ③ 組織構成

- 当該組織の学校の構成員については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、また、個々のいじめの防止・早期発見・

対処に当たっては、関係の深い教職員を追加する。

- 法第22条に規定の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」については、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選を行う。
- いじめの未然防止と早期発見の実効性を高めるために、また、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越え、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、当該組織に、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等を参画させる。
- 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにする等、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、当該組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。
- 当該組織を実際に機能させるに当たって、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、「構成員全体の会議」と「日常的な関係者の会議」に役割分担する。
- 重大事態の調査を学校が行う場合に、当該組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応できるようにする。

### (3) いじめの防止に関する取組

法第15条の規定に基づき、学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、学校は、当該学校のいじめを防止するため、児童生徒の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

特に、次の①～⑥に留意して取り組むようにする。

#### ① 基本的考え方

- 全ての教職員が、いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- 未然防止のために、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係

の中で、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。

- 未然防止のために、児童生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- 児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれ、また、それによって、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出すようにする。
- 未然防止の取組の成果については、日常的な児童生徒の行動状況の把握、定期的なアンケート調査、児童生徒の欠席日数等で検証する。また、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかについて定期的に検討する取組を行う。

## ② いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点等について，校内研修や職員会議で周知を行い，また，平素から教職員全員の共通理解を行う。
- 児童生徒に対して，全校集会や学級活動等で校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- いじめの未然防止のための授業を，学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施し，学校いじめ対策組織の存在及び活動が，児童生徒に容易に認識される取組を行う。
- 常日頃から，児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として，何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

## ③ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動等の推進により，児童生徒の社会性を育む。
- 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等，児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- 発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことについて、事例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることについて、事例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

#### ④ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめ加害の背景には、勉強のストレスが関わっている場合があることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- いじめ加害の背景には、人間関係のストレスが関わっている場合があることを踏まえ、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりする等、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものであり、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるため、そのような認識や発言はしない。
- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが

行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、支援を行う。

- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員に対して正しい理解の促進を行い、必要に応じて学校として対応策を講ずる。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、当該児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

⑤ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるようにする。
- 児童生徒の自己有用感が高められるように、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるようにする。
- 児童生徒の自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設ける。
- 異学校種や同学校種間で連携し、児童生徒の社会性や自己有用感・自己肯定感が、発達段階に応じて身に付いていくように取り組む。また、それによって、児童生徒自らが長い見通しの中で、自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようにする。

⑥ 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む

- 児童生徒自らが、いじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を行う。
- 児童生徒は、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることを学ぶ。

- 児童生徒は、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることを学ぶ。
- 児童会・生徒会、あるいは児童生徒が「やらされている」だけの活動に陥ることや、一部の役員等だけが行う活動に陥らないようにする。また、全ての児童生徒がいじめの防止の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックしながら、教職員は陰で支える役割に徹するようにする。

#### (4) いじめの早期発見に関する取組

法第16条の規定に基づき、学校は、いじめを早期に発見するために、定期的な調査や必要な措置を講ずる。また、在籍する児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備し、それに当たっては家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるように配慮する。

特に、次の①②に留意して取り組むようにする。

##### ① 基本的考え方

- 教職員は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- 暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

##### ② いじめの早期発見のための措置

- 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校では、学校いじめ防止基本方針に、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

- アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、それを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。
- 児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 保護者用のいじめチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。
- 児童生徒に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。また、児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」等と悩みを過小評価せず、相談を受けたことには真摯に対応する。
- 児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- 児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に相談体制を点検する。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- 教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- 休み時間や放課後の雑談等で児童生徒の様子に目を配り、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。また、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、いじめの早期発見に取り組む。

#### **(5) いじめに対する措置に関する取組**

法第23条の規定に基づき、学校の教職員がいじめを発見したとき、あるいは、児童生徒がいじめを受けていると思われるとき、又は通報や相談を受けたときは、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、特に次の①～⑦に留意して取り組むようにする。

- ① 基本的考え方

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを理解する。
- 加害児童生徒に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応する。

## ② いじめが「解消している」状態

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」及び「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただし、これらが満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはしない。
- いじめが「解消している」状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間を少なくとも3か月を目安とする。
- 学校の教職員は、少なくとも3か月を目安に、その期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめの解消について判断を行う。
- いじめの被害の重大性等から、いじめが「解消している」状態について長期の期間が必要であると判断される場合は、少なくとも3か月の目安にかかわらず、学校いじめ対策組織（あるいは市教育委員会）の判断により、より長期の期間を設定する。
- いじめが「解消している」状態の判断に際しては、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかについて、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

- 教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有していることを自覚し、また、学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、それを確実に実行する。
  - いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。
- ③ いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
  - 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
  - いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全は確保する。
  - 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
  - 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
  - いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
  - 児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む。）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとり、児童生徒から「報告・相談しても何もしてくれない」と思われないようにする。
  - いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
  - いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく

鶴岡警察署と相談して対処する。

- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切に援助を求める。

④ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う場合には、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方は持たず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるようにする。
- 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行った場合には、家庭訪問等により、(その日のうちに) 迅速に保護者に事実関係を伝える。
- いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- いじめられた児童生徒やその保護者への支援として、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。また、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、いじめられた児童生徒やその保護者に、折りに触れ必要な支援を行う。
- いじめられた児童生徒やその保護者に、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

⑤ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮した指導を行い、また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
  - いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
  - いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒（学校教育法第 11 条の規定に基づき）を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ⑥ いじめが起きた集団への働きかけ
- いじめを見た場合には、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
  - はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
  - 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
  - 児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけでなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものであることを、児童生徒に伝える。
  - 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

- ⑦ インターネット上のいじめへの対応
- インターネット上の不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置をとる。
  - 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，プロバイダに対して速やかに削除を求める等，必要な措置を行う。また，こうした措置をとるに当たり，必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
  - 児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに鶴岡警察署に通報し，適切に援助を求める。
  - 早期発見の観点から，市教育委員会等と連携し，学校ネットパトロールを実施することにより，インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
  - 児童生徒が悩みを抱え込まないように，山形地方法務局鶴岡支局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等，関係機関の取組について周知する。
  - パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス），携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見しにくいいため，学校における情報モラル教育を進めるとともに，保護者においてもこれらについての理解を求める。

## **（６）いじめの防止等に関するその他の留意事項**

- ① 組織的な指導体制
- いじめの問題等に関する指導記録を保存し，児童生徒の進学・進級や転学に当たって，適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ② 校務の効率化
- 教職員が児童生徒と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，学校の管理職は，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整える等，校務の効率化を行う。
- ③ 学校評価と教員評価
- 学校基本方針に基づく取組の実施状況（いじめの防止等のための取組に係る目標の達成状況を含む）について，学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条，第67条及び第68条にのっとり，学校評価ガイドライン（平成28年改訂）を踏まえ，学校評価を実施する。なお，以上の評価の際には，市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。

- 学校評価及び教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校基本方針に基づく取組の実施状況を中心に、例えば、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等について評価する。

(例：学校評価の進め方)

学校では、評価項目に対して、教職員による「自己評価」を行い、次に学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行い、それらの自己評価及び学校関係者評価の結果を市教育委員会に報告し、市連絡協議会において、その報告を踏まえつつ、「第三者評価」として専門的視点から評価を行う。各学校は、その結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

i) 自己評価の実施

- 学校いじめ対策組織により、教職員を対象に自己評価を実施する。その際、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。
- 学校いじめ対策組織は、自己評価の結果を踏まえ改善方策をとりまとめ、報告書を作成する。

ii) 学校関係者評価の実施

- 学校いじめ対策組織外部委員、PTA 役員保護者、学校評議員、接続する学校の教員等により、報告書（自己評価結果、改善方策等）の内容について、意見交換や活動観察等を通じて評価を実施する。
- 評価の結果について、学校いじめ対策組織がとりまとめる。

iii) 自己評価及び学校関係者評価の結果の報告

- 学校関係者評価の結果を踏まえ、必要に応じて、学校いじめ対策組織が改善方策等の見直しを行い、報告書（自己評価結果、学校関係者評価結果、改善方策等）を市教育委員会に提出する。

iv) 市連絡協議会による評価（第三者評価）の実施

- 各学校の報告書を踏まえ、市連絡協議会により、各学校のいじめ防止等の取組状況について専門的視点から評価を実施する。

v) 学校評価の公表等（各学校）

- 自己評価・学校関係者評価の結果と改善方策等及び市連絡協議会による評価について、各学校が定める方法で、保護者等への公表に努める。
- 翌年度の学校基本方針に、当該学校の学校評価結果の概要、あるいは課題を記述し、その改善を図るよう、学校基本方針の目標設定や具体的取組等へ反映させる。なお、そのような学校基本方針への学校評価結果や課題

の具体的な記述によって、学校評価結果の公表とすることも想定される。

(例：教員評価の進め方)

学校評価において実施される教職員の自己評価の機会を活用し、教職員個々はその自己評価結果を基に、課題を把握し、その改善に向けた取組案等をまとめ、それについて校長が必要な指導・助言等を行う。

i) 教員評価実施要領の作成

- 学校いじめ対策組織が、ねらい、学校評価計画（学校評価と併せて教員評価を行う）、教員評価の実施方法、結果活用等を記載した教員評価実施要領を作成する。その際、市教育委員会作成の教員評価実施要領を参考にする。

ii) 学校評価における自己評価の実施

- 学校いじめ対策組織により、教職員を対象に自己評価を実施する。その際、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。

iii) 教員評価記録書の作成・提出

- 自己評価結果に基づく課題把握と改善取組案をまとめ、そのまとめと自己評価結果と合わせて教員評価記録書として、学校長に提出する。その際、市教育委員会作成の教員評価記録書を参考にする。

iv) 教員評価記録書の活用等

- 各教職員による教員評価記録書を基に、校長が必要な指導・助言等を行う。

④ 地域や家庭との連携

- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることを通じて、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- 家庭訪問や学校通信等を通じて、いじめの問題について家庭との緊密な連携協力を行う。
- 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けることや、学校運営協議会を活用する等、地域と連携した対策を推進する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

法第28条には、重大事態の発生と調査等について、以下のように規定されている。

(学校の設置や又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査委に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等そのたの必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

市教育委員会又は学校は、法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

市教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について情報を適切に提供する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を実施する。

#### ① 重大事態の意味

「いじめにより」とは、第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

法第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は欠席日数が30日（目安）に達する前から市教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に相当するか否かの判断を学校が行う場合は、市教育委員会と協議する。市教育委員会に報告・相談する目安としては、病気やけがなどの正当な事由がなく7日以上連続して欠席している場合とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## ② 重大事態の報告

法第30条第1項の規定に基づき、学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、報告する内容については、以下を基本とする。

- 学校名および対象児童生徒の氏名、学年、性別
- 報告の時点における対象児童生徒の状況
- 重大事態に該当すると判断した根拠 等

## ③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条に規定する調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、市対応委員会が主体となっていく場合が考えられる。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市対応委員会が主体となって調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市再調査委員会による調査を実施することも想定できる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

#### ④ 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

市教育委員会がその調査を行う場合には、市条例第12条の規定に基づき、市対応委員会が行う。また、学校がその調査を行う場合には、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて、市教育委員会と学校が協議し、市対応委員会より人員を派遣する等、適切な専門家を加え設置する。

ただし、いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第23条第2項の規定に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合は、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析について、市対応委員会をはじめとする第三者に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、同項の調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者等）が納得しているときは、あらためて事実関係の確認のため、学校いじめ対策組織に第三者を加えた重大事態調査のための組織等を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、市教育委員会及び学校の対応の検証や再発防止策の策定については、上記の重大事態調査のための組織や、市対応委員会等を新たに立ち上げるかについて適切に判断する。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学

校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

#### ⑥ 調査実施に当たっての留意事項

(調査対象者、保護者等に対する説明)

○ アンケートについては、市教育委員会又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施する。

○ 時間が経過するにつれて、児童生徒は噂や報道等に影響され、記憶があいまいになり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じる恐れがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努める。市対応委員会の立ち上げ等に時間を要する場合はあるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう市教育委員会及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努める。

○ アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも想定する。

(児童生徒等に対する調査)

○ 被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。この際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることが最優先とし、調査を実施する。

○ 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

(記録の保存)

○ 調査により把握した情報の記録

調査により把握した情報の記録については、市対応委員会が実施した調査の記録の他、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第28条第2項の調査において、市教委及び学校が取得、作成した記録を含む。なお、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて5年間は保存するが、5年を越えたとしても、当該事案への対応が終結するまで保管する。

(調査実施中の経過報告)

- 市教育委員会及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

(分析)

- 調査においては、法第13条の学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う。

(いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合)

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省)を参考に行う。

(不登校重大事態である場合)

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月文部科学省)に沿って行う。

#### ⑦ 重大性を踏まえた市教育委員会の支援

当該事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

#### ⑧ 個人のプライバシーへの配慮

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

法第28条第2項の規定に基づき、市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供

する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明し、この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。また、加害者側への情報提供に係る方針については、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、市個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に行う。その際、「市個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を適切に整理して行う。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、法第28条第3項の規定に基づき、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として、事案の内容や重要性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

## ② 加害児童生徒、他の児童生徒等に対する情報提供

市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について、説明を行う。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り事前に調査結果を報告する。市教育委員会及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む。）とともに調査結果を説明し、事実関係を伝える。

報道機関等の外部に公表しない場合であっても、市教育委員会及び学校は、

再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

### ③ 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告に当たっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものになるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

### ④ 調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を検討する。

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導などを行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行う。

市教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法や国基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。

## (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ① 市長による再調査

法第30条第2項および市条例19条の規定に基づき、市長は、再調査を行うことができる。市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市再調査委員会を設けて調査を行う等の方法により、市教育委員会又は学校の調査の結果について調査を行う。

再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるも

のと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

法第30条第5項の規定に基づき、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、法第30条第3項の規定に基づき、市長は、再調査の結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

## いじめ防止対策推進法

平成 25 年 6 月 28 日

法律第 71 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

#### (基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は，当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は，前条第2項の規定による報告を受けたときは，必要に応じ，その設置する学校に対し必要な支援を行い，若しくは必要な措置を講ずることを指示し，又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は，当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは，学校教育法第11条の規定に基づき，適切に，当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第5章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第29条 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条

第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第百三号）第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六

条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

## 鶴岡市いじめ防止対策の推進に関する条例

平成 26 年 9 月 25 日

条例第 81 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 12 条, 第 14 条第 1 項, 第 28 条第 1 項及び第 30 条第 2 項の規定に基づき, 鶴岡市いじめ防止基本方針の策定並びに市が設置する鶴岡市いじめ問題対策連絡協議会, 鶴岡市いじめ問題対応委員会及び鶴岡市いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は, 法において使用する用語の例による。

#### (鶴岡市いじめ防止基本方針)

第 3 条 市は, 法第 12 条の規定に基づき, 鶴岡市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)を策定する。

### 第 2 章 鶴岡市いじめ問題対策連絡協議会

#### (設置)

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき, 鶴岡市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第 5 条 連絡協議会は, 次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策に関すること。
- (2) 小・中学校の取組についての協議, 情報交換等に関すること。
- (3) 啓発事業その他必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 6 条 連絡協議会は, 会長及び委員 30 人以内で組織する。

2 会長は, 教育長をもって充てる。

3 委員は, 次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し, 又は任命する。

- (1) 学校の教員
- (2) 教育委員会の職員
- (3) 鶴岡警察署の警察官
- (4) 庄内児童相談所の職員

(5) 山形地方法務局鶴岡支局の職員

(6) 鶴岡市PTA連合会の役員

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第10条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 第3章 鶴岡市いじめ問題対応委員会

(設置)

第12条 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うため、鶴岡市いじめ問題対応委員会(以下「対応委員会」という。)を置く。

(組織)

第13条 対応委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者の意向を考慮し、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第14条 委員の任期は、委嘱された日から当該重大事態に係る調査等が終了するまでとする。

(会長)

第15条 対応委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、対応委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第16条 対応委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 対応委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 対応委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 対応委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 対応委員会の会議及び調査の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第17条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(準用)

第18条 第10条及び第11条の規定は、対応委員会について準用する。

#### 第4章 鶴岡市いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

第19条 法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定により調査を行うため、鶴岡市いじめ重大事態再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(任期)

第20条 委員の任期は、委嘱された日から当該重大事態に係る調査が終了するまでとする。

(準用)

第21条 第10条、第11条、第13条及び第15条から第17条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第10条中「教育委員会事務局」とあるのは「総務部」と、第11条及び第13条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。